

National Association of Crime Victims and Surviving Families

NAVS

ニュース・レター

第44号 2012.11.20

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8698

日本郵便株式会社 銀座郵便局
郵便私書箱2346号

TEL: 03-6434-5348 FAX: 03-6434-5349

C O N T E N T S

新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度の実現に向けて 02	全国犯罪被害者の会ヒアリングのご報告 05~07
被害者参加人の旅費・日当が公費負担になります 03	活動報告 / 関東・関西・九州地区集会、幹事会報告 08~10
被害者参加事件のご報告 04	会員の声 11

被害者参加制度3年後の見直し

「被害者参加制度3年後見直しのヒアリング」(法務省)における意見陳述から

弁護士 岡村 勲(前代表幹事)

被害者参加制度は私たちが命がけで作った制度です。

97年に私を逆恨みした男によって妻が殺害されました。遺族となって初めて、被害者は刑事司法上何の権利もないことを思い知らされました。

そこで、刑事司法を犯罪被害者の手に取り戻そうということで、2000年1月23日「全国犯罪被害者の会」(あすの会)を立ち上げて運動を始めました。

その結果、犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画、被害者参加、損害賠償命令、少年法改正、公訴時効の廃止などに関係してきましたが、最も苦労したのが被害者参加と損害賠償命令制度でした。

法制審議会では、あすの会案がたたき台のようになり、白熱的な議論が闘わされた結果、現行制度が生まれました。法廷が復讐の場になる、法廷が混乱する、被害者が二次被害を受ける、裁判員に悪影響を及ぼすなど、日弁連や一部学者から猛烈な反対を受けましたが、実施してみると、そういう例は全くありません。被害者はバーの中に入ると、傍聴席にいるよりはるかに厳粛な気分になり、裁判に対する責任感も生まれるのです。

現行制度で残念に思っていることは、原則として証人に対する尋問は禁じられ、わずかに情状に関する証言を弾効する範囲内でしか許されておりません。「黙秘権のない証人に対して被害者参加人が質問すると、証人の負担を重くする」というのがその理由でした。しかし、宣誓して出廷している証人にとっては、検察官の質問でも、被害者参加人の質問でも、負担は同じことです。検察官より事情を知っている被害者が質問するのが効果的な場合がありますから、被告人に対すると同じように、質問できるよう改正していただきたい。

公判前整理手続に被害者、被害者参加弁護士が参加できるようにしていただきたい。刑事裁判では、公判前整理手続が大きな比重を占め、実質、勝負はここで決まるといっても過言ではありません。検察官から公判前整理手続の様子を聞き、また事前に打合せもしますが、それだけでは十分ではなく、法廷活動にも支障を来すことも少なくありません。参加の実を上げるためにも、是非とも、参加人、参加人弁護士が公判前整理手続に参加できるようにしていただきたい。

弁護士会、弁護士には、いまだに参加に対する理解が乏しい。制度発足当時、参加人代理弁護士に選任された金沢の弁護士は、被害者に対して、「この制度はある団体が無理やりねじ込んだ制度であって、裁判所も弁護士会も、検察庁も反対だ。俺も反対だ。そういうつもりでやるから。」と言われてびっくりして、あすの会の相談に見えた被害者がいました。最近では、千葉県弁護士会の常議会が、被害者参加制度廃止の決議をしたと聞きました。長年加害者の人権だけを考え、加害者からの収入で生活してきた弁護士にとっては、被害者の権利は目障りなようです。

「精通弁護士」にも問題があります。2回講習を受ければ精通弁護士だそうですから。参加に反対した日弁連が講習しても意味がなく、法テラス主催で講習会をやって頂きたいと思います。しかし、今の修習生は、被害者参加制度は当然と思っていますから、あと5年もすれば、すっかり定着するでしょう。

とはいえ、被害者参加制度は、この3年間で根を下ろしたと思います。仮に裁判員裁判制度がなくなっても、被害者参加制度は絶対になりません。もはや被害者の刑事司法上の権利は奪うことはできないからです。